県所管域各対象事業所管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課長 (公印省略)

令和2年度第1回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等に対する指導講習会について(通知)

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等の適正な事業実施に向けて、次のとおり第1回 指導講習会を実施します。

なお、第1回指導講習会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点から例年どおりの会場にて開催していた講義形式では行わず、ウェ ブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に資料を掲載します。

各事業所は、資料をダウンロードし、資料を理解したことを電子申請システムにて登録することで、令和2年度第1回集団指導講習会に参加したものとみなします。

- 1 資料掲載期間
 - 令和2年7月31日(金)~令和2年9月30日(水)
- 2 資料掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

- ⇒書式ライブラリ
 - ⇒1. 神奈川県からのお知らせ
 - ⇒7 実地指導・監査等に関するお知らせ

(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT93N135.pdf)

3 対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 1項の規定に基づき県が指定した全ての事業所

※ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等から指定を受けている事業所 は対象外です。

4 内容

- (1)業務管理体制について
- (2) 事故報告について
- (3) 障害福祉サービス等情報公表制度について
- (4) 個別支援計画作成について
- (5) 新型コロナウイルスに係る算定要件の注意事項について
- (6) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系の見直しについて
- (7)福祉・介護職員処遇改善加算等の取り扱いについて
- (8) 喀痰吸引研修について
- (9) 身体拘束廃止未実施減算の取り扱いについて

5 資料確認後の申請方法

かながわ電子申請システム

令和2年9月30日(水)までに申請をお願いします。利用方法は別紙の とおりです。

問合计先

監査グループ 中嶋、小林 電話 045-210-4736 ファクシミリ 045-201-2051

〇 電子申請システムの利用方法

- 1 次のいずれかの方法で申込画面を開いてください。
- (1) URL を入力する。

パソコン:

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6789

※上記のURLを手入力すると申請ページに移動できないというお問合わせを多くいただいております。移動できない方は以下の方法を推奨いたします。

- ①上記のURLをコピーしてwebブラウザに貼り付ける
- ②QRコードを利用する
- ③webブラウザ検索画面から該当ページに移動する(インターネットに接続し、webブラウザの検索画面で「e-kanagawa電子申請」と検索する。検索結果に「e-kanagawa電子申請:手続き申込:手続き一覧」とあればそれをクリックする。ページ移動後「検索メニュー」と書かれている欄に「指導講習会」と入力すると該当ページに移動します)
- (2) QRコードを利用する。

スマートフォン用



- 2 手続きに関する説明や利用規約を確認の上、「同意する」をクリックしてください。 ※ 申請者 ID は、登録せずにお申し込みいただけます。
- 3 画面の指示に従って必要事項を入力し、内容確認後、申込みしてください。 (注意) 内容確認画面では、まだ申込みは完了していません。 ページ下部の「完了する」ボタンを押してください。これで終了です。
- 4 入力したメールアドレス宛に受付確認のメールが届いたことを確認してください。